愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1063 号 (諮問第 1727 号)

件名:支出金調書の一部開示決定に関する件

1 開示請求

平成30年5月15日

2 原処分

平成30年6月28日(一部開示決定)

愛知県知事(以下「知事」という。)は、別表の2欄に掲げる文書(以下「本件行政文書」という。)の一部開示決定において、同表の3欄に掲げる部分を不開示とした。

3 審査請求

平成30年7月4日 原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和5年3月1日

5 答申

令和5年7月28日

6 審査会の結論

知事が、本件行政文書の一部開示決定において、別表の3欄に掲げる部分 を不開示としたことは妥当である。

- 7 審査会の判断
 - (1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例(平成12年愛知県条例第19号。以下「条例」という。)は、第1条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、愛知県会計局会計課が作成した平成 29 年度の支出金調書である。本件行政文書のうち、別表の 1 欄に掲げる分類 1 (以下「分類 1」という。同表の 1 欄に掲げる分類 2 以下も同様とする。) は、県税の還付のために小切手の振出し又は送金支払通知書の発行を受けたが、振出し又は発行後 1 年を経過したため、金融機関において支払いを受けられ

なかった者から、償還又は支払請求があった際のものである。分類 2 は、 手数料の納付が不要となった者に対し、未使用の愛知県証紙(以下「証 紙」という。)と交換に購入代金を還付する際のものである。分類 3 は、 証紙の運搬又は保管中の事故に備えるための損害保険に加入するために保 険会社へ保険料を支払う際のものである。

(3) 本件審査請求について

実施機関は、別表の3欄に掲げる部分を同表の4欄に掲げる規定に該当するとして不開示としている。

これについて、審査請求人は、審査請求書において、条例第7条第2号、第3号イに該当しない旨主張していることから、実施機関が不開示とした別表の3欄に掲げる部分が条例第7条第2号又は第3号イに該当するか否かについて、以下検討する。

(4) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。)が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イから二までのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、条例第7条第2号該当性について、以下検討す る。

イ 当審査会において本件行政文書の不開示部分を見分したところ、個人 の郵便番号、住所、氏名、金融機関コード、預金種別、口座番号、金融 機関名、支店名、口座名義人及び債権者コードが記載されていた。これ らの情報は、特定の個人を識別することができるものであることから、 条例第7条第2号本文に該当する。

また、同号ただし書イ、ロ、ハ及び二のいずれにも該当しない。 したがって、これらの情報は、条例第7条第2号に該当する。

(5) 条例第7条第3号イ該当性について

ア 条例第7条第3号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を 営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、 事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権 利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録さ れている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。 そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報のほか、事業者の名誉侵害、社会的評価の低下となる情報等を含むものとされている。

この考え方に基づき、条例第7条第3号イ該当性について、以下検討する。

イ 当審査会において本件行政文書の不開示部分を見分したところ、法人 等又は事業を営む個人の郵便番号、住所、名称、金融機関コード、預金 種別、口座番号、金融機関名、支店名及び口座名義人が記載されていた。 これらの情報は、法人等又は事業を営む個人の内部管理情報であり、こ れらの情報を公にすることは、法人等又は事業を営む個人の権利、競争 上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

また、分類1においては、法人等又は事業を営む個人の郵便番号、住所及び名称が記載されていた。これらの情報を公にすると、法人等又は事業を営む個人が特定の時期に特定の金額の県税の還付を受けたことが明らかとなることから、これらの情報は、法人等又は事業を営む個人の納税に関する内部管理情報であり、法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

よって、これらの情報は、条例第7条第3号イに該当する。

(6) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

別表	T		
1 分 類	2 行政文書 の名称	3 開示しないこととした部 分	4 開示しないこととした根拠規定及び当該規定 を適用する理由
分類 1	隔地払 1 年 経過分の支	「受取人」欄のうち、郵便番号、住所、氏名、金融機関コード、預金種別、口座番号、金融機関名、支店名、口座名義人	
		「受取人」欄のうち、郵便番号、住所、名称、金融機関コード、預金種別、口座番号、金融機関名、支店名、口座名義人	法人に関する情報であっ
分類 2	証紙の返還	「受取人」欄のうち、債権 者コード、郵便番号、住 所、氏名、金融機関コー ド、預金種別、口座番号、 金融機関名、支店名、口座 名義人	個人に関する情報であっ て、特定の個人を識別す ることができるもの又は
		「受取人」欄のうち、金融 機関コード、預金種別、口 座番号、金融機関名、支店 名、口座名義人	条例第7条第3号イ 法人に関する情報であっ て、公にすることにより 権利、競争上の地位その 他正当な利益を害するお それがあるものが記録さ れているため

	3 開示しないこととした部 分	4 開示しないこととし た根拠規定及び当該規定 を適用する理由
証 紙 の 運搬・保管に	「支払方法」欄のうち、金融機関コード、金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人	法人に関する情報であっ